

【横浜市介護老人保健施設研究大会 研究発表表彰審査基準】

横浜市介護老人保健施設研究大会における研究発表表彰審査基準を次のとおり定める。

1 目的

横浜市介護老人保健施設研究大会が、次の観点で優れている研究発表を表彰する。

- 1) 保健・医療・福祉の専門性の確立に役立つこと
- 2) 取り組み成果を互いに共有することに優れていること
- 3) ご利用者・ご家族そして地域の人々が安心する豊かな生活の実現に貢献すること

2 審査対象

横浜市介護老人保健施設研究大会で行われるすべての研究発表について審査を行う。

3 審査方法

- 1) 審査は、別に定める「横浜市介護老人保健施設研究大会研究発表評価票」を用いて点数制で行い、評価項目ごとに重みを付けて集計する。
- 2) 優秀演題については、各セッションの発表演題の中で最も点数の高い発表をその対象とする。
- 3) 発表演題1題に対して、大会実行委員会が委嘱した座長、審査員にて審査を行う。
- 4) 座長、審査員は各審査項目について、「非常に優れている」「優れている」「普通」「もう少し工夫が必要」「不十分」の5段階評価を行い、別に定める「横浜市介護老人保健施設研究大会研究発表評価票」に審査結果を記入する。
- 5) 審査結果は、優秀演題発表者に対して個別に通知し、さらに大会ホームページにて公表する。

4 審査項目及び評価基準

1) 「研究の価値性」

研究テーマ選定の着眼点が利用者のニーズや社会的な要請に基づいているか、取り組み手法が発表を聞く他者にも可能なものであるか、今後の介護福祉分野における事業活動や研究活動への良い影響が期待できるか等の視点で審査する。

2) 「研究内容の客観性」

取組み手法の内容が分かり易く具体的に示されているか、また取組み前後の比較に客観的データを用いて成果を科学的に証明しているか等の視点で審査する。

3) 「研究内容の正確性」

研究目的・方法・結果・考察等に不明確な点はないか、用いたデータは正確であるか、成果と発表された取組みの因果関係について、矛盾はないか等の視点で審査する。

4) 「発表演題の妥当性」

参加者が聴取演題を適切に選べるよう、演題が研究内容を的確に表しているか、また興味・関心をもたれる表現となっているか等の視点で審査する。

5) 「プレゼンテーション能力①」

抄録において、研究目的・方法・結果・考察等が完結に分りやすくまとめられているか。

6) 「プレゼンテーション能力②」

示されたスライドは内容が分かり易いという視点で適切か、発表内容と本質的に関係のないものが含まれてないか、話す速さなど聞き取り易い説明となっているか、割当時間内に従った発表となっているか等の視点で審査する。

5 評価得点の算出

1) 発表演題 1 題に対して、座長、審査員が各審査項目に 5 点満点で評価する。

2) 各審査項目は次のとおり重み付けを行い、その合計を得点とする。

①研究の価値性…評価値に 3 倍を乗じたものを審査項目の得点とする。

②研究内容の客観性…評価値に 3 倍を乗じたものを審査項目の得点とする。

③研究内容の正確性…評価値に 3 倍を乗じたものを審査項目の得点とする。

④発表演題の妥当性…評価値をそのまま得点とする。

⑤プレゼンテーション能力①…評価値をそのまま得点とする。

⑥プレゼンテーション能力②…評価値をそのまま得点とする。

(割当時間を超過した場合…評価値 2 以下とする)

3) 座長、審査員の得点は 1 人 60 点満点とし、2 人の得点の合計 (120 点) をその発表演題に対する評価得点とする。

6 受賞演題の決定

大会実行委員会において、評価得点上位の発表演題より受賞対象を決定する。

7 適用

この表彰審査基準は、第17回横浜市介護老人保健施設研究大会より適用する。

【横浜市介護老人保健施設研究大会 研究発表表彰実施要領】

(目的)

第1条 この要領は、横浜市介護老人保健施設研究大会において行われる研究発表の表彰の実施に関し、必要な事項を定める。

(優秀演題の対象)

第2条 横浜市介護老人保健施設研究大会において実施される研究発表のうち、各セッションの中で、成績が優秀であると認められる1位の発表について、優秀演題の賞を贈呈する。

(優秀演題の内容)

第3条 賞状を贈呈する。

(審査会の設置)

第4条 研究発表の評価はセッションごとに行うため、セッションごとに審査会を設置するものとする。

2 審査会は、座長、審査員等で構成し、大会実行委員会が選任する。

(審査方法)

第5条 座長、審査員は自分の受け持つセッションで発表される研究発表を傍聴し、別紙「研究発表表彰審査基準」に則り採点を行う。

(賞贈呈の決定)

第6条 大会実行委員会は、審査会の審査結果に基づき、賞贈呈の対象となる研究発表を決定するものとする。

(賞贈呈の事務)

第7条 優秀演題の賞贈呈に関する事務のうち、審査員の依頼、審査当日に必要な物品の購入は、大会実行委員会にて行う。

(附則)

第8条 この要領に定めるもののほか、優秀演題の賞贈呈に関し必要な事項は、大会実行委員会がこれを定める。